

小郡市立学校給食センター整備運営事業 事業契約書（案） 新旧対応表

頁 (旧) (新)	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新	備考
1 1	第1章	第1条	(4)		「協力企業」とは、構成企業から業務の受託・請負を予定している企業をいう。	「協力企業」とは、 <u>受託者または</u> 構成企業から業務の受託・請負を予定している企業をいう。	事業契約書（案）に対する質問・意見への回答/番号4
7 7	第1章	第7条			(契約の保証) 第7条～ (資金調達) <u>第7条</u> ～	(契約の保証) 第7条～ (資金調達) <u>第8条</u> ～ <u>※以降、順次繰り下げ</u>	事業契約書（案）に対する質問・意見への回答/番号4
18 18	第3章		第36条	3	開業準備業務のために必要となる光熱水費は、全て受注者の負担とする。	開業準備業務のために必要となる光熱水費は、全て <u>発注者</u> の負担とする。	事業契約書（案）に対する質問・意見への回答/番号6
47 47	別紙 7	3	(1)	②	東京銀行間取引金利 TIBOR1年もの(円/円)とし、この基準金利を参考に、10年固定金利を想定したスプレッド	Refinitiv(登録商標)より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート(TONA参照)としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース15年もの(円/円)金利スワップレート	追加修正